ID: 87

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設の使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立美術博物館条例　第7条
例規番号	平成2年条例第22号

【根拠条文】

（施設の使用料）

第7条　別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。

別表第3（第7条関係）

区分	使用料		
	午前10時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前10時から午後4時30分まで
講義室	2,850円	4,370円	7,230円
体験学習室	4,170円	6,820円	11,000円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日